

## 富田喜作さんの思い出

大塚喜一郎

富田喜作先生逝かれて、はや四年余の歴月が過ぎた。しかし、わたくしの胸には、その生前のあれこれが、昨日のように焼きつけられている。というのは、わたくしは、昭和一〇年一〇月、同学の大先輩堀江専一郎先生（元一弁会長・法博）の事務所で、弁護士業務の見習を始めたとき、事務所の先輩としての「富田さん」を知り、それから三〇年余の温かい交友が続けられたからである。というわけで、「富田さん」とよぶほうが、実感が出てくるので、ここでは敢えて、そう呼ばして貰うこととする。

富田さんの弁護士登録は、昭和二年五月一三日であって、わたくしが堀江事務所にはいった昭和一〇年一二月には、既に独立していた。というのは、彼は、その頃から、政治に志し、後年の国政参加を目ざして着々準備を進めていたからである。その一歩として、彼は、昭和一二年五月の東京市議会議員選挙に立候補したが、そのときの渋谷公会堂の演説会にわたくしは出むいて、彼の若武者ぶりの熱演をきいた。そのとき同郷の大先輩・永井柳太郎先生（現文相の父君）が、応援演説をされた。あの美文調の華麗な演説は、現代には通じないが、当時は一世を風靡したもので、今だに、わたくしの耳に残っている。と同時に、この代表的政治家が、無名の青年のために時間をさかれたことは、彼が富田青年の将来を見込んでいたためであろうことも、見逃がせない思い出である。

中大時代の富田さんは、辞達学会の雄で、三木武夫さん（現首相）、堂野達也さん（現日弁連会長）、大久保

伝蔵さん（元山形市長）らとともに、遊説して歩いたものである。三木さんは、三七年余の政治苦闘を続けて、今や、ミスタークリニングとして華々しい舞台に躍り出たが、富田さんは、幽明境を異にして、かつての同志の英姿を見まもっていることであろう。富田さんが政界に出んとして、事志と違った原因の一つは、戦後占領政策による政治パージにより、政界進出が一步遅れたことによるであろう。一步の遅れが、二歩、三歩の遅れにつながったわけである。もし、チャンスと寿命が彼に幸いしたならば、今頃は、三木さんのように、中央政界の雄として活躍していられることであろう。

昭和二五年、第一東京弁護士会の有志が集まって清風会を結成したが、富田さんは、その初代の幹事長役をやられ、わたくしは、その驥尾に附して下働きをしたものである。大山菊治さんは、その代表者格として、当時より、同志の尊敬を集められていた。後年、中大法曹会が結成され、同会の二代目幹事長は一弁から、ということ、大山さんが昭和三四年度幹事長になられ、その次の一弁当番のときに富田さんが昭和四〇年度幹事長になられた。昭和四六年またまた中大法曹会の世話役が一弁に廻ってきて、両先輩が、わたくしに幹事長をやれと奨められ、お引きうけした。想えば、富田さんは、清風会、一弁、中大法曹会をつうじて、大山さんの弟分であり、同時に、わたくしの兄貴分であったわけである。

富田さんは、パージ解除後、総選挙毎に郷里の石川二区から立候補したが、成功しなかった。その何回目かの昭和三五一年一月総選挙のときは、前回の実績によって当選する可能性があるかと期待されたが、今度は応援にいつてやろうということで、江川六兵衛さんと二人で選挙応援に行ったことがある。石川二区の地域は、能登半島一円であって、奥能登にある富田さんの生家（石川県珠洲郡内浦町字松波）に泊めて貰った。奥能登は、風光明媚なところで、その田園風景は、およそ、血なまぐさい選挙とは、かけはなれた雰囲気であった。こんなところで育った富田さんが、どうして政治という荒々しい生活にかけたのであろうか。彼の生家は、静かなただずまいを見せる平凡

な田舎家であったが、わたくしがいったときは、その藁葺屋根が荒れはてていた。富田さんのお母さんに「屋根の修理をしなくては……」といったら、お母さんは「喜作が当選したら修理して貰いますよ」と笑っていられた。朴訥な老母の顔に、富田さんの根強い人柄をかいまみたことである。

晩年の富田さんは、政治志望から足を洗って、弁護士業務に専念せられ、かたわら、一弁会長、中大理事、法務省公安審査委員などを歴任された。こうした晩年の富田さんは、奥さんの優子さんと二人で静かに過されたように思われる。大山さんの日弁連会長選挙のときの地方弁護士会廻りのとき、また、日弁連の地方の催しがあるときには必ずといっていいほど奥さんを同行された。付き添う奥さんも富田さんの波乱の半生を洗い落としたように楽しそうであった。ここにも、人間富田さんの一面をかいまみる思いをしたことである。

— 昭五〇・一・二〇 —

# 提

# 言

清水 繁 一

中央大学法曹会には現在、私を含めて二十名の顧問がある。

元来顧問という名称にはいろいろな意味があるので一概には言えないが、大体においては或団体の長老であり、その団体の創始、運営等に格別貢献し先達として団体員全部から尊敬推戴する存在の様に考える。

だから顧問なるものは極めて貴重であり、そう沢山あるものでない。

尤もわが法曹会々員諸氏は他の団体員と異り、みな一定レベル以上の人達ばかりであって、他の団体でならばその会員が顧問たるに価する人達ではあるうが、その優秀な人の集りであるわが法曹会の顧問には更に更に傑出した徳望経歴を備えた人を選ぶべきであり、その観点からわが会では聊か顧問を粗製とは言わぬが濫造の傾向がありはしないだろうか。

かつて古く本会創始時代に私が庶務（今の事務局長のような仕事）を担当していた頃、始めて林頼三郎先生を顧問に推戴したのであるが、その後岡弁良氏が初代幹事長として数年間在任し、その間に学会の職域第一号の法曹会支部結成など顕著な功績があったので顧問に推薦されたが、それが先例となり、幹事長経歴者は全部顧問に、又いつの頃からか大学当局者、司法関係要路者及びその経歴者も片端しから顧問に推薦することになり、現在のうちに多数になって了った。此の調子で行けば多士済々のわが法曹会のこと故、今後顧問の数がどれだけ増えることや

ら。

顧問の数がどれだけ増えてもよいと言うのであれば兎に角、然うでなければこの辺で一考してはどうだろうか？

そこで私に一案がある。というのは先般の総会で会則の一部が改正されて参与制度が設けられたので、これを活用し、現在の顧問全部が一ト先ず参与になって頂き、その上で更めて前記の様な役職等に拘らず、真に顧問として全会員が讃仰し且つ対外的にも声価の高い方を顧問に推戴してはどうであろう。

敢えて愚見を呈して会員諸彦の御一考を煩わす次第である。

因に、顧問の数が多過ぎると考えている私が、過般の総会で顧問に推薦され、その器でないことを熟知しながら唯々としてこれをお受けしたのは、右の如き提言を、外部よりするより、顧問中よりする方が適切であると考えたからに他ならないことを申添えて置く。

## 中大法曹会に望むこと

東 弁 安 藤 章

私は松井執行部の東弁選出事務局次長を二年間経験した。その経験と昭和四四年の中大法曹会の刷新―会則改正等に参加した一人として、その立場からこれからの法曹会に二・三の希望を申し述べたい。

### 中大法曹会の刷新―会則改正

昭和四三年から四四年にかけて展開された刷新運動は若手法曹から主張されたものでありその意図するところは、それまでの中大法曹会が一部有力法曹のみによって恣意的に運営されていた状況を改革し、会員みんなの総意にもとづき、民主的に運営すべしというものであった。この刷新運動は、昭和四三年春の総会で議論され昭和四四年春の総会において会則を全面的に改正すること（現行会則）でひとつの結実を見たのである。

会則改正の主なものは、①本会の目的が中央大学の興隆と司法の発展に寄与するものであるとされたこと、②役員として幹事長・副幹事長・常任幹事・幹事・会計監事をおき、機関として常任幹事会及び幹事会を設け、幹事長は常任幹事会を少くとも年四回以上、幹事会を年二回以上それぞれ開かねばならないものとし各機関について、少数招集請求制度をとりいれたこと、③委員会制度を創設したこと、④会の財政は会費・寄付金・その他の収入をもって賄うものと明定したこと、などがあげられる。そのひとつひとつは相互に関連し、刷新の眼目である民主的運営の実現への基盤となるものであって、重要な意義をもつものであった。

## 眞の刷新のための三つの課題

現行会則は刷新運動の担い手であった若手法曹と先輩法曹との協力により成ったものである。この新しい機構は民主的運営が制度的に確保されているものであるから、その運営のよろしきを得れば、期待される新進気鋭の中大法曹が積極的に参加するものと私は考えていた。ところが新体制の実現後数年を経た現在、いくつかの課題が生じてきているように思う。

第一の課題は、機関のメンバーの「常連化」が目立つことである。中大法曹会が魅力ある活動を展開すれば、新しい法曹が関心を持ち活動に積極的に参加するようになるだろうし、またそういう活動を展開する上でも先輩法曹が幹事選出にあたり後輩法曹を積極的に受け入れる努力をする必要があると思う。

後輩法曹の積極的参加を得て組織の拡大を実現することは、今の中大法曹会にとって会活動を活発にするためにも、また会財政確立の上からも、実現しなければならぬ課題であると思う。

第二の課題は、中大評議員の推せん問題である。この問題解決は中大法曹会が避けて通ることができない宿命的課題であろう。

この問題は一度評議員に就任すると、その者が死去しない限りあらたな者が評議員に就任することができず、事実上の終身制の感があり、人事の「マンネリ化」はその極に達している。私はこの「マンネリ化」が中大法曹会の「常連化」を招来させ、新しい会員の積極的参加を阻害せしめ、中大法曹会の発展を妨げていると思う。松井執行部が強い関心をもってこの「マンネリ化」を改善しようとしたが、その壁は予想以上に固く、その改善は非常に困難であることを思い知らされた。

この問題は評議員の任にある先輩会員の理解と協力を得る以外、方法はないのであるが、そのためには中大法曹会としては機会ある毎に討議する必要がある。このように考えてくると先輩会員と後輩会員の意思疎通が大切であ

り、中大法曹会の役割は重大である。

松井執行部は、昭和五〇年二月の幹事会において人事推せん委員会の設置を決め、人事問題と取組むことになったが、私はその成果を期待したい。

第三の課題は財政の確立である。中大法曹会は現在、幹事長の寄付と各種の会合の際、その出席者から徴収している会費が財源の全てであるが、このような実態は極めて不健全である。会の財政は全ての会員が負担し、全会員の支払うべき会費をもって賄うべきである。松井執行部はこの点でも、昨年一月東弁の小池金市先生を委員長とする財政確立委員会において論議をお願いした。しかし、右委員会は、現状では会員から会費を徴集することは極めて困難であり、顧問・参与・幹事・常任幹事および会員の一部から会費を徴収すべしとされ、中大法曹会の現状は全会員の負担による財政確立の実現にはきびしいものがある。会財政を確立するにも前述の人事問題の解決、幹事・常任幹事の「常連化」を排し、新しい法曹が本会の活動にどんどん参加できるように条件づくりに、もっと積極的に取組まなければならないと痛感させられる。



## “學員主權論”への反省

本 間 崇

母校中大の基本規定（寄付行為）の改定の是非が論じられはじめから既に久しい。

検討委員会とか、そのまた小委員会とかが置かれて何度も議論が繰返されているようである。中大法曹会の大学問題特別委の一メンバーとして、法曹会側の意見をまとめるお手伝いをするべく、検討委員会等の議事録を拝見して、つくづく感じたことがある。

それは、教職員側の意見と学员側の意見の対立は、議論によって解決する対立ではなさそうだとということである。もっとも、そうはいつでも、お互いインテリの集りなのだから、表面上は法律論、制度論、はては憲法論議まで丁発止とたたかわすことによって何らかの結論を導びいた体裁をとらなければ格好がつかない。そこで、検討委員会小委員会報告書（47・6・29付）に対して、法曹会からも長文の意見書（49・7）を出せば、教員評議員からもこれに対する反駁の意見書（49・9）が出されるといふ具合である。しかし、総長の在統廃止をめぐる議論一つをとってみても、学問の自由の意義や、私立学校法や学校教育法の条文の解釈を繰返してみたとところで、何ら相手を説得することにはならない。また、私立大学の伝統や学風の独自性の意義を強調して、社会的評価の維持向上のために、中大の象徴的役割を総長に期待するといってみても、聊か、ひとりよがりの感じが残らないでもない。それも、“質実剛健”と“家族的情味”という懐かしい中大カラーが、今となってはすっかり色褪せてしまったから

であろうか。或はまた、昔よくみられたようなカリスマ的な個人の存在に、私学のシンボルを見出すという大学観が、もはや、朽ち果ててしまったからであろうか。

いずれにせよ、両者の見解の対立は、形式論議では収まらない深刻かつ根深いものがあるかの如くである。

ところで、両者の対立の根底にあるものは、つきつめれば、「学員主権論」の是非をめぐる伝統的、制度的、且つ感情的な対立であるように思われる。

法人の議決機関である評議員会の半数を教職員側で占めようという教学側の主張に対し、「とんでもないことだ」といって絶対反対を唱える学員側の論拠は、「大学の自治は教学側の手で。学校法人の運営は学員の手で」という「信念」に支えられている。この「信念」に対して、真向から提起されている疑問が、学員主権否定論にほかならない。私立学校法人の運営は、何故に、学員つまり卒業生の手で行われなければならないのかという素朴な疑問に対して、「卒業生の方が愛校心の故に熱心だから：」というだけではいささか物足りない。教職員の大多数が同時に卒業生でもあるという現実は、いささか問題をややこしくさせる。「教職員は法人の雇傭者であるが、学員はそうではなく、法人の外にあって自力で生計を立てているから：」という議論は、雇傭者が、現行制度下でも、多数、評議員会や理事会に席をおいているという実状に照らすならば、いささか迫力を欠く議論となってしまう。雇われる者が、使用者たる法人の意思決定やそれへの諮問に参画すること自体に、既に一貫性がないからである。しかし、雇傭者が、使用者たる法人の機関の過半数を占めることは、それ自体矛盾であるといふことはいえそうである。しかしながら、この議論に対しては、それでは何故に、逆に、学員が、その過半数でなければならないのかという反論が用意されている。

昭和四九年七月一日の「学校法人中央大学基本規定（寄付行為）検討委員会」の席上、オブザーバーとして出席した法曹会側の意見表明に対して、教学側を実質的に代表して学長の戸田修三委員から発せられた疑問は、まさにこの点を鋭くついたものであった。法曹会側のこの点に対しての釈明はなされないうまま、その日の「公聴会」の質疑応答は打切られたのである。

私は、その答は一つしかないと思った。

學員が過半数でなければならぬという論理必然性は、確かに、ない。しかし、庸備者である教職員で「過半数」を占めることが不当である以上、それ以外の立場の人によって「過半数」が占められなければならない。そうとすれば、他学の出身者が、評議員や理事者の適任者として必ずしも多数はいない以上は、いきおい學員が「教職員以外の者」としての「資格」において、理事会や評議員会の過半数を占めるべきことが、制度上要請されるのである。

この意味において、「學員主権否定論」は誤っている。その結果として、「學員主権論」が合理性を帯びて来るといえるのではないだろうか。

しかし、問題は、どちらが「主権者」かということではない筈である。今後、實質上の一流大学の座を「大学中央」が占めて行ける為には、いかなる形態で法人を組織し運営して行かなければならないかにある。

関係各位の一人一人がこの点に深く思いをいたすならば、教職員は、自然と学問の場や自己の職場へ引き返すであらうし、學員は、学校法人の各機関の役職を自分個人の肩書きの為の名譽職視したり、「出世」の踏み台とすることもなくなる筈である。また、教員を、後輩に対するよき教育者として且つよき學者として尊敬し、大切にす

風潮が生れる日が来るのも遠くはない筈である。

\*

\*

中大法曹会が、その底辺を拡大するために、会則を改正して自ら脱皮を試みてから、早や、六年になる。その時の改革の心構えは、母校が難局にある時、なるべく多数の学員の声を結集し、一人一人の学員たる法曹が、組織的に支援できるための「開かれたサロン」として中大法曹会が機能することを目指した筈である。

いま、初心に立ち帰って、本会の現状をみつめる時、一般会員からの年会費の徴集すら実現することなく来た現実を眼前にして、「学員主権論」が何となく孤独な影を投じている様な気がした。  
(一九五〇年二月)

# 中大法曹会の使命

中 津 靖 夫

中央大学法曹会の目的は、中大の興隆に寄与することにある。（会則第二条）

中大法曹会はどの様にして、中大の興隆に寄与したらいいのであろうか？ 財政的に寄与することは、いうは易く行いは難しである。明日にでもできることが一つある。それは中大の法学部学生のレベルアップに力を貸すことである。私の考えているのは、先ず司法修習生を中心として、中大出身の若手法曹が、中大法学部学生三〇名単位の一グループのチューターになることである。自らの学生時代に想いをいたし各チューターは、学生の良き見貴分或は姉貴分として、学問的に或は人生的に、真の相談相手となると思われます。私が在学時代（昭和三二年～昭和三六年）最も淋しかったのは、マンモス大学なるが故に教授との人的交流の方法がなかったことである。教授或は助教は、授業が終ると、そそくさと姿を消す。私は幸い級友にめぐまれ、又学研連の玉成会に、三年生の秋所属したことから、右の淋しさをまぎらわす方法があったが、そうでなかったら、中大を卒業したとはいうものの、学校への愛着など少しも持てなかったに違いない。中大の同級生、玉成会の先輩、友人、後輩が、今の私を中大に結びつけてくれるのである。しかるべきチューターを中心として、人間関係が形成されれば中大法学部の学生の学力は向上し、そこに生れる人間関係は、将来中央大学を、支える力となることを、私は疑わないのです。

次に、中央大学は、法科の中央といわれながら、法律相談室がありません。これは中大法曹会が、力を貸せば、

明日にでも可能であり、この施設は、中大に対する評価を高からしめるに違いありません。大学は世間との結びつきを大事にしなければならぬと思うのです。

右の二つの制度に付、中大法曹会が力を貸せば、中大の興隆に寄与するばかりでなく、中大法曹会の力も飛躍的に増大すると思われれます。というのは、現在の中大法曹会は、幹事一〇〇名を中心とした、懇親グループの観があり、所謂若手の結集に欠けるところが、その力を充分に發揮できない最も大きな原因であると思われれます。若き中大法曹の大半は、中大法曹会の存在さえ知らないといっても過言ではないと思いますが、私のいう先述二つの制度は、若き法曹を、中大法曹会に結びつける紐帯となるものだからです。

そしてこの制度は、費用も大してかからないと思うのです。司法修習生を中心として運用するのですから、その奉仕を期待できます。そして、この制度は、司法修習生自身の勉学にも、多大の貢献をすると思われ、正に一石四鳥の制度だと思ふのですが、如何でしょうか？

# 長い一日

弁護士 市橋千鶴子

昭和四九年の年の瀬もおしつまった一二月二二日正午、評議員の大学への連絡バス二号車は約三・四〇名の学生に包围され、その中の数名はバスに乗り込み、携帯マイクで車内の空気も割れんばかりにアジ演説を始め、大学職員の見通しにも応ぜず、さらに続いて乗り込もうとする学生と職員との乗せろ、降りろの騒ぎで一時は発車の見通しも覚束かない状況となった。

これらの学生は武器こそ携帯はしていなかったが、乗車中の評議員に対し、学費値上げの白紙撤回と経理の全面公開および多摩校地移転計画の全面撤回ならびに学生との団交に応ぜよと迫るもので、その言動は衆をたのみ、聴く者に肉体的苦痛を与えるばかりでなく、その意見の内容や配布されたパンフレットにも、一部には肯定すべき点もないではないが、全体として論理の飛躍があり独善的で、相手に対し理解や同調を求める種のものでは到底なかった。

私は、最前列に坐って頭上に降りかかる高音のアジを聞きながら見た、年若い女子学生の、紅潮した興奮と陶醉の表情に彼女のための危険を感じて暗膽とした気持になり、やがて遠く機動隊出動のサイレンの音が聞えると、素早く波が引くように引揚げてゆく若者たちの後姿に、これが次の社会を背う世代の一部の姿なのだと思われ、心も閉ざされる思いがした。

しかし評議員会の席上で戸田学長からの、同年一二月から実施されることに決定した第一回「法職特別コース」受講の希望者が、予定人員の倍に達し、申込当日は午前四時からの学生の行列で受付開始後またたく間に定員に達したとの報告に、法科の中大の伝統の底辺はまだ厚く、いわゆる中味のよい講義の機会を求めてやまない多数の学生の存在を知って、私の胸はふたたび開かれ、昨今の司法試験合格率の不振に、漸く大学側で対策を講じられるに至ったことは、私ども学研連出身の学员にとってもこの上ない朗報であった。

この日の評議員会は、私にとって評議員としての初の出席である。

何といっても多摩校地施設建設予算基本計画案に関する第三号議案は、施設建設費約五〇〇億の捻出のために、本校校舎敷地ならびに工学部敷地を除く殆ど全不動産を売却し、さらに不足推定額一六二億の資金調達を必要とする大学創設以来の一大緊急事態である。

渋谷理事長および崎田常任理事からは、この機に多摩校地移転計画を予定通り実施せずして狭隘の駿ヶ台校地に固執しているかぎり、中大は二流・三流の大学に下落すること火を見るより明らかである。大勇断をもって多摩移転案の遂行に邁進する以外に大学の進むべき道はないとの切々たる提案説明があり、この大事業の企画ならびに遂行責任を負われる現理事者の苦衷はさぞかしと心から拝察されたが、その決定を迫られる評議員側としても誰しもが、この未曾有の大学の危機に遭遇し、現在の経済界を背景とするこの壮大な計画の実現に不安感を抱かぬものは一人もあるまいと思われた。

理事者は、不足財源は首都圏の既成市街地よりの移転に対する国の補助および私学振興財団を通じての貸付ならびに市中銀行の低利貸付によって調達するとの説明をされたが、現時の金融状態では、市中銀行の低利貸付は容易ならぬものであり、私学振興財団の融資についても、本島同財団理事長のご説明によると、前例としては五〇億円が最高であり、それを上回る融資は容易ならぬ困難がともなうのご意見であった。



国会白門会の諸先輩が、超党派で全面的に協力をされる旨確約されたことはまことに力強いかぎりであったが、これが私の杞憂にすぎなければ何より幸いであるが、巨額の国庫補助の見返りとして、本校校舎敷地の公共利用への提供の要求の虞れはまったく皆無なのであるうか。

あらためて、駿ヶ台の周囲を見渡すと、日大にしても明大にしても、全学移転を執行せざるを得ない窮地に追いこまれた大学はわが母校を除いては他にない。

私学の運営資金が、学費や学生の父兄への負担金に大きく比重がかけられる従来の国の文教政策自体が、大きく修正される必要のあることはともかくとして、各私学ではそれぞれ工夫を凝らして、教学側は学生の質の向上に腐心し、理事者側は学費以外の収益を別途確保して赤字財政を克服していると仄聞している。

何故わが母校が、法科の中大の伝統を漸次失墜し、現状のままでは二流、三流の大学になり下る現象を招き、現理事者に今日の苦衷を味わせるに至ったか、その諸悪の根源を私ども学員も充分に解明し、大学百年の計を樹てるこのときにあたり、前轍を踏まぬ万全の配慮が要請されるとともに、この危急時には全学を挙げて目的遂行への智慧と力を寄せあう必要にせまられていると思うのである。

その姿勢がなければわが学員会とても、批判と追究に明け暮れるデモ学生と大差のない結果となり果てよう。

評議員一年生の私の初出席は、このようにしてデモ学生の洗礼にはじまり、重大議題の決定に至るまで、荻山評議員議長の水も洩らさぬ議事進行のもとに、息づまる緊張感に終始した、長い長い一日であった。

## 弁護士のおからの手紙

弁護士 深 沢 隆 之

私は、昨年四月、憧れの弁護士バッヂを胸につけることを許された弁護士の卵です。事務所の所長先生は、まだ一人前に扱ってくれませんが、それでも依頼者の多くは、私に対して真剣に事件の事情を語り、信頼して事件の結論に期待を寄せてくれています。今更のように、弁護士の責務の重要さを痛感している毎日です。

ところが、近頃になって、遠く幼い頃、私の脳裡で憧れ畏敬した弁護士像と現実の弁護士先生達のイメージになり喰い違いを感じるようになって、正直なところ、私は、かなりのとまどいを感じるようになりました。

子供じめた書生論と一笑に付されるかも知れませんが、私自身も一人前の弁護士になって省みて赤面せねばならないような考えかも知れませんが、感じたままを綴って先輩諸先生の御意見を伺いたいのです。

喰い違いの第一点は、弁護士に寄せる社会大衆の信頼度についてです。法曹三者の中で弁護士が低く評価されていると感じはじめたのは私の僻目なんでしょうか。

修習生の頃、或る評論家が法曹三者に対する国民の信頼度の調査結果について講演しました。それによると、裁判官、検察官に対する信頼度は、ほぼ同程度で、しかも相当高い数値を示すとのことですが、弁護士に対するそれは格段に低いとのことでした。当時任官予定であった私にとっては、むしろ快よい感で聞きましたが、事情が変わって弁護士登録してみると今更のように実感として思い起します。そのような報告がなされること自体、弁護士に

とっては重大事であればならないと思うようになりました。「弁護士は、権力に対抗する大衆の味方である」などと云われながら、その言葉とは裏腹に、社会大衆の真の信頼は、裁判官、検察官にあるということは、一体、何故なのでしょう。勿論、それは日本人の国民性にも由来することでしょうし、近時のマスコミのせいかも知れません。しかし、戦後三〇年を経た現在、あなたがちそればかりのせいにする訳にいかないような気がするのです。

それはそうとして、弁護士自身がその評価を甘受するかのような姿勢を示し、裁判官、検察官に対し、卑屈にさえ見える立居振舞をするのは何とも合点がいかないのです。しかも、私の眼には、高年令の、私共若輩にとって先輩である先生方にその傾向が強いように思えてならないのです。先輩弁護士は、法廷における裁判官とのやりとりに際し、どうしても簡単に判事の意向に添う結論に従い、判事と妥協するのでしょうか。私にとって、そのような弁護士の姿は、法廷における弁護士の行動に対し、常に一般市民の信頼の目が注がれているということを忘れたなされ方としか思えないのです。

近時、若手弁護士と云われている人達が、殊更に、裁判所との対立を引起こしているやに聞きますが、それは、彼等なりの使命感と共に、卑屈な大先輩の訴訟態度に対する反撥がそうさせる要因を作っていると云ったら、云い過ぎでしょうか。

こういう話を聞きました。或る裁判官が子供から「裁判官と検査官と弁護士とは、どれが一番偉いの」と問われたそうです。直ちに、「それは裁判官だよ」ということもできたし、「皆同じように偉いのだよ」と逃げることもできたでしょう。しかし、その裁判官は、即答しないで、二三日考えた末、「やっぱり裁判官だ」と答えたそうです。私はなぜかこの裁判官を非常に尊敬するのです。

弁護士の卵でしかない私にとって、一人前の弁護士としての立派な見識など持ち合せようもありません。だからこそ、私共卵は、先輩先生方に対してそれを期待するのです。

それと同時に、一般市民が少なくとも裁判官、検察官と同等に弁護士を評価するようになるには弁護士はどうすればいいのかを教えていただきたいのです。先輩弁護士があれ程裁判官、検察官に低姿勢であらねばならないのは、それなりの合理的理由があるのでしょうか。あるのであれば、どうか私にもそれを教えてほしいのです。

# 中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 二名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六條 幹事及び会計監事は總會において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七條 役員任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八條 本會に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本會の管理運営につき随時その諮問に應えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九條 幹事長は本會を代表し会務を掌理し、中央大學學員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。会計監事は本會の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べるものとする。

第十條 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時總會を召集することができる。

幹事長は、百名以上の會員が別に定める規程により會議の目的たる事項を示して臨時總會の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

總會においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席全員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

第十三条 常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

第十七条 本会に事務局をおく。

事務局に関する規程は別にこれを定める。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

## 中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。



## 会員の請求による臨時總會召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手續による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

## 幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する總會の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うも

のとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

### 中央大学法曹会役員、委員等名簿（昭和四十九年度）

一、中大法曹会顧問、役員等

(1) 顧問 一七名

石井一郎	石田寅雄	今井忠男	井出甲子太郎	荻山虎雄
大塚喜一郎	柏原語六	兼平慶之助	金子文六	坂井改造
清水繁一	谷村唯一郎	堂野達也	藤井暹	円山田作

(2) 三根谷 実蔵 山本 清二郎 山本 政喜 八島 三郎 龍前 茂三郎

磯部 常治 遠藤 利一郎 小木 貞一 戸田 宗孝 松島 政義

(3) 向江 璋悦 幹事長 松井 宣(二弁)

(4) 副幹事長 大西 保(二弁) 阿部 三郎(東弁)

(5) 幹事 幹事 ◎印常任幹事 (東京弁護士会) 四〇名

◎赤坂 正男 阿部 三郎 ◎秋山 邦夫 安藤 章

秋知 和憲 浅見 昭一 石井 嘉夫 岩田 満夫 猪股 喜蔵

◎市橋 千鶴子 佐伯 弘 内野 経一郎 栄沢 忠幸 遠藤 和夫

太田 常雄 川島 仟之助 ◎亀井 忠夫 日下文 雄 後藤 英三

小池 金市 ◎小林 宏也 小宮 正巳 笹原 桂輔 榊原 卓郎

篠原 千広 ◎鈴木 秀雄 ◎高木 茂 滝沢 国雄 玉田 郁生

繩稚 登 萩原 四郎 原山 庫佳 日野 久三郎 ◎藤井 光春

舟橋 肇 本間 崇 森田 洲右 ◎山本 忠義 米田 為次

(第一東京弁護士会) 一八名

◎入江正男 落合長治 梶原止 倉田雅充 小坂志磨夫  
 齊藤岩次郎 ◎齊藤素雄 信部高雄 田口邦雄 橋本三郎  
 深沢勝 宮田光秀 宮田耕作 柳沢義信 山田賢次郎  
 ◎吉本英雄 ◎依田敬一郎 若林秀雄

(第二東京弁護士会) 一八名

有賀正明 大西保 荻野陽三 ◎小野田六二 小野道久  
 大塚功男 ◎川坂二郎 笠井盛男 木戸口久治 ◎坂本建之助  
 鈴木近治 鈴木清二 ◎田宮甫 中津靖夫 古山昭三郎  
 松井宣 村山芳朗 雪下伸松

(裁判所) 一二名

秋吉稔弘 井上謙次郎 ◎小川泉 ◎大前邦道 ◎岡垣学  
 唐松寛 酒井雄介 佐野昭一 瀬下貞吉 寺尾正二  
 柳原嘉藤 川上正俊

(検察庁) 一二名

◎岩下肇 岩田農夫男 川島興 栗本六郎 佐藤忠雄  
 ◎竹村照雄 ◎外村隆 長沢潔 藤本一孝 三上庄一  
 水原敏博 矢実武男

(6) 会計監事

中井宗夫(東弁) 小田切 秀(一弁) 近藤 三代次(二弁)  
 (7) 事務局

事務局長 木戸口久治(二弁)  
 事務局次長 安藤 章(東弁) 依田敬一郎(一弁) 中津靖夫(二弁)

佐野昭一(裁判所) 長沢 潔(檢察庁)  
 二、大学問題特別委員会委員 ◎印委員長

(東京弁護士会) 二〇名

赤坂正男	安藤 章	岩田満夫	市橋千鶴子	榮沢忠幸
遠藤利一郎	太田常雄	荻山虎雄	小池金市	後藤英三
紺野 稔	鈴木秀雄	高木 茂	滝沢国雄	玉田郁生
繩稚 登	藤井光春	本間 崇	馬越旺輔	松島政義

(第一東京弁護士会) 九名

入江正男	小木貞一	倉田雅充	小屋敏一	小坂志磨夫
斎藤素雄	設楽敏男	橋本三郎	山田賢次郎	

(第二東京弁護士会) 一〇名

◎石井一郎	今井忠男	大西 保	荻野陽三	木戸口久治
坂本建之助	鈴木近治	田宮 甫	中津靖夫	松井 宣

(裁判所) 七名

大前邦道	岡垣 学	小川 泉	高木典雄	長西英三
------	------	------	------	------

柳原嘉藤 龍前三郎

(檢察庁) 六名

岩下 肇 大熊 昇 竹村照雄 水原敏博 矢実武男

三上庄一

三、中大創立九〇周年記念事業募金特別委員会委員 ◎印委員長

◎石田寅雄 太田常雄 阿部三郎 入江正男 吉本英雄

松井 宣 野宮利雄 高木典雄 西村四郎 水原敏博

(学研連関係)

柳沢義信 木戸口久治 日下文雄 大西 保 岡田錫淵

四、会報編集委員会委員 ◎印委員長

西林経博 堤 淳一(東弁)

◎信部高雄 深沢 守(一弁)

中吉幸一郎(二弁)

豊吉 彬(裁判所)

中津川 彰(檢察庁)

# 東京都内勤務學員裁判官名簿（昭和五〇年三月一〇日現在）

## ○最高裁判所

最高裁判事 大塚 喜一郎 最高裁調査官・判事 井田 友吉 同 高木 典雄  
最高裁調査官・判事 新矢 悦二 最高裁刑事局付・判事補 河辺 義正  
最高裁行政局付・判事補 秋山 寿延 司法研修所教官・判事 小野 幹雄  
裁判所書記官研修所教官・簡裁判事 佐沢 利雄 同 垣内 邦俊

## ○東京高等裁判所

判事（部総括） 寺尾 正二 判事 瀬下 貞吉 同 岡垣 学  
判事 唐松 寛 同 大沢 博 同 柳原 嘉藤 同 秋吉 稔弘  
判事（職務代行） 本郷 元

## ○東京地方裁判所

判事（部総括） 大前 邦道 同（同） 藤原 康志 同 浅香 恒久  
同（同） 斉藤 昭 同 土田 勇 同（同） 佐野 昭一  
同 原 島 克己 同 石田 実秀 同 生島 三則 同 大川 勇  
同 坂井 宰 同 並木 茂 判事補（職権特例） 平手 勇治  
判事補（職権特例） 宮良 允通 同（同） 小林 亘 同（同） 瀧川 義道  
同（同） 西村 尤克  
判事補 林 豊 同 中条 秀雄  
八王寺支部判事（部総括） 井上 謙次郎

同 (同) 滝田 薫 同神田正夫 同伊東正彦

○東京家庭裁判所

判事 酒井雄介 同川上正俊 同吉本俊雄  
判事補(職權特例) 松田靖光 同久保真人

○東京都内簡易裁判所

新宿簡易裁判所判事 秋間徳太 墨田簡易裁判所判事 伊藤太郎 同久我久次  
渋谷簡易裁判所判事 小川 泉 豊島簡易裁判所判事 石橋三二  
東京北簡易裁判所判事 森口静一 同深沢利一

□地方勤務主要学員裁判官名簿(高裁・部総括、同支部長、地家裁所長)

水戸家裁所長 高野平八 名古屋高裁判事(部総括) 柏木賢吉 同宮本聖司  
広島高裁松江支部長 干場義秋 広島地裁所長 高橋正男  
福岡高裁判事(部総括) 佐藤 秀 長崎地裁所長 兼築義春  
札幌家裁所長 杉本正雄 旭川地裁兼同家裁所長 中池利男  
高松高裁判事(部総括) 秋山正雄

東京高検管内勤務学員檢察官名簿 (昭和五〇年三月一〇日現在)

○法務省関係

法務省入国管理局次長 竹村照雄 同省大臣官房營繕課長 水原敏博  
同省保護局総務課長 横山精一郎 同省人權擁護局調査課長 宮本喜光



同省大臣官房秘書課 乙部 二郎

公安調査庁調査第一部第一課長 水崎松夫

同庁調査第二部第一課長 窪田四郎

法務総合研究所教官

加藤 晴明

中重 正人

土本 武司

○最高検察庁

栗本 六郎

外村 隆

○東京高等検察庁

宮越 重雄

西村 常治

塚本 明光

瀧岡 順一

品田 賢治

八卷 正雄

宮本 富士男

土屋 誠上

野村 幸雄

笹岡 彦右衛門

井村 章

富田 孝三

○東京地方検察庁

岩下 肇

今井 良児

西山 彬

笠間 治雄

増田 暢也

水上 盛市

三上 庄一

渡辺 芳信

篠宮 力

小野 慶造

清水 安喜

五味 朗

今野 健

武内 光治

倉崎 英逸

高城 龍夫

熊沢 泰倫

長沢 潔

村瀬 武司

酒井 清夫

吉川 亘

土屋 東一

佐々木 博章

板橋 育男

押谷 靱雄

清沢 義雄

長山 四郎

川島 興

藤本 一孝

広島 速登

山田 一夫

友野 弘

寺西 輝泰

水流 正彦

松田 昇

丸山 利明

有安 俊夫

長山 道雄

鍋倉 寛治

長尾 喜三郎

田代 則春

爪生 貞雄

鴻上 政志

渡辺 繁年

高村 七男

奥山 真祐

鈴木 芳夫

隈井 光

○司法研修所

○東京法務局

○横浜地方検察庁

○浦和地方検察庁

○千葉地方検察庁

○水戸地方検察庁

○宇都宮地方検察庁

○前橋地方検察庁

○静岡地方検察庁

川 又 敬 治  
神 宮 寿 雄  
大 槻 一 雄  
秋 山 真 三

稲 見 撰 五  
平 田 定 男  
堀 口 勝 正  
野 崎 哲 哉

大 西 郁 夫  
末 永 秀 夫  
中 津 川 彰

野 崎 悦 宏  
吉 田 賢 治  
相 沢 重 一  
森 高 彦

小 林 康 人  
相 沢 三 千 男  
青 野 真 治  
山 崎 惠 美 子

仙 波 敏 威  
弘 津 英 輔  
桜 井 弘 德  
松 浦 恂

吉 川 寿 純  
長 谷 川 紘 一  
溝 口 昭 治  
今 井 健 次

芦 沢 恒 雄  
菅 原 憲 夫  
小 高 讓 二  
石 川 達 紘  
細 谷 茂 夫

菅 原 憲 夫  
小 高 讓 二  
石 川 達 紘  
細 谷 茂 夫

樋 田 誠  
設 楽 英 夫  
広 瀬 哲 彦  
黒 瀬 忠 義

岩 田 農 夫 男  
設 楽 英 夫  
広 瀬 哲 彦  
黒 瀬 忠 義

東 隆 一  
遠 藤 源 太 郎  
高 橋 武 三  
兼 村 頼 政

瓜 島 喜 一 郎  
佐 野 真 一  
飯 田 英 男  
塩 野 健 彦

佐 々 木 実  
子 原 英 和  
飯 田 英 男  
塩 野 健 彦

戸 谷 勝 寿  
佐 川 尚 夫  
永 野 義 一  
甲 斐 中 辰 夫

安 田 哲 也  
水 上 寛 治

田 中 英 輝  
水 上 寛 治

京 秀 治 郎  
大 竹 健 嗣  
真 砂 幸 雄

三 野 昌 伸  
三 輪 泰 二  
真 砂 幸 雄  
高 橋 盾 生

○甲府地方検察庁  
西村好順  
豊嶋秀直  
牧野雄一  
伊藤正利

○長野地方検察庁  
土屋守  
秋山富雄  
竹内正  
竹内康尋

○新潟地方検察庁  
原弘  
横井治夫  
竹内正  
荒木紀男

中野国幸  
齋藤典男  
塩沢剛  
和田丈夫

○全国現職検事長・検事正一覽

広島高検検事長 河井信太郎  
宇都宮地検検事正 佐藤忠雄

高松地検検事正 中嶋友司  
津地検検事正 小村保秀

釧路地検検事正 矢実武男  
旭川地検検事正 橋詰利男

浦和地検検事正 居林興三次  
札幌地検検事正 山崎恒幸

岐阜地検検事正 太田武之  
松山地検検事正 石原定美

鹿児島地検検事正 太田輝義  
新潟地検検事正 田村秀策

## あとがき

中大法曹第三号をお届けいたします。第三号は当初昭和四九年に発刊する予定でありましたが、昭和四八年末からの石油ショックによる物価の高騰ならびに甚だしい紙不足のため延期し、本年にいたり発刊することとなりました。その間「学校法人中央大学」には、多摩校地移転問題や学費値上げ等極めて重大な問題があり、われわれ学員の大いに関心のあるところではありますが、この点につきましては、理事長渋谷健一先生や学長戸田修三先生より極めて詳細な原稿を頂き有難うございました。また学員会会長谷村唯一郎先生には、益々ご壮健でご活躍されておりますが、本号のため態々原稿を寄せて頂き有難うございました。

なお、現在「学校法人中央大学基本規定改正問題」が検討中でありますので、石井一郎委員長のもとに作成された「中大法曹会の意見書」を掲載することとしました。

編集の当初に当っては、会員諸兄のご意見によりいろ

いろ企画がなされたのでありますが、原稿の集りが悪く、また予算の制約を受け、ご満足のいくような編集が出来なかったことをお詫びするとともに、この編集に当り、とくに木戸口事務局長や編集委員の方々にご協力を頂いたことを感謝いたします。  
(信部高雄 記)

### 中大法曹 第2号

昭和五十年四月十五日 印刷  
昭和五十年四月二十日 発行

(非売品)

発行人 松井 宣

発行所 中央大学法曹会  
印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇  
電話(九五六)六五五〇・六五六四